

新見市営繕工事における週休2日促進工事实施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、新見市が発注する営繕工事における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、建設現場における労働環境の改善に向けた意識の向上を図るため、週休2日促進工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (5) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息率）」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、降雨、降雪等による予定外の閉所についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 対象工事は、新見市が発注する営繕工事のうち、発注者が選定するものとする。

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に週休2日促進工事の対象工事である旨を明記するものとする。

3 発注者は、週休2日促進工事の対象外の工事についても、特記仕様書に対象外である旨を明記するものとする。

(実施方法)

第4条 発注方式は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。

2 週休2日促進工事の実施に当たっては、別に定める週休2日促進工事特記仕様書により行うものとする。

(積算方法)

第5条 発注者は、週休2日促進工事において、4週8休以上を前提に、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数を乗じて補正し工事費を積算して予定価格を作成するものとする。

2 前項の補正係数は別に定める。

(設計変更)

第6条 発注者は、現場閉所(現場休息)の状況を確認し、対象期間において現場閉所(現場休息)が4週8休(現場閉所(現場休息)率28.5%(8日/28日))未満であった場合は、補正なしとして減額変更するものとする。

(工事成績評定)

第7条 発注者は、受注者が対象期間において週休2日を確保できた場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合においても減点を行わないものとする。

(履行証明書)

第8条 発注者は、受注者が対象期間において週休2日を確保した上で、しゅん功検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第9条 この告示に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和5年12月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。